
付 表

付表 1 各種統計調査の概要

国勢調査【総務省統計局】 (統計法第 2 条第 4 項第 1 号の規定により直接法定されている基幹統計)	
調査期日と沿革	<p>国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正 9 年以来、ほぼ 5 年ごとに行われており、10 年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別される。</p> <p>なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容を見ると、戦前は、大規模調査(大正 9 年、昭和 5 年、15 年)の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査(大正 14 年、昭和 10 年)の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査(昭和 25 年、35 年、45 年、55 年、平成 2 年、12 年、22 年、令和 2 年)の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査(昭和 30 年、40 年、50 年、60 年、平成 7 年、17 年、27 年)の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。調査期日は、10 月 1 日現在。</p>
調査の対象	<p>令和 2 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行われた。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。</p> <p>ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。</p> <p>1 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設</p> <p>2 病院又は診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無に関わらず自宅</p> <p>3 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶</p> <p>なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査する。</p> <p>4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所</p> <p>5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院</p> <p>本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。</p> <p>(1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む。)及びその家族</p> <p>(2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族</p>

経済センサス【総務省統計局】 (統計法第2条第4項第3号の規定により総務大臣が指定する基幹統計)	
調査期日と 沿革	<p>我が国の経済活動の状況を同一時点で包括的に表す産業統計の整備と、全産業分野を網羅した事業所・企業の共通母集団名簿の整備を目的として、全国一斉に実施する統計調査である。</p> <p>平成21年7月1日現在で事業所・企業の産業、従業者規模等の基本的構造の把握に重点を置いた「経済センサス-基礎調査」を実施。その結果を基に平成24年2月1日現在で売上高や費用等の経理項目の把握に重点を置いた「経済センサス-活動調査」を実施した。</p> <p>平成26年経済センサス-基礎調査では、経済産業省が実施する「商業統計調査」と調査対象となる事業所が重複してしまう場合があるため、記入者負担を低減する観点から、両調査を一体的に実施した。</p> <p>平成28年経済センサスでは、6月1日現在で、平成24年に続き、2回目の活動調査が実施された。</p>
調査の対象	<p>農林漁家に属する個人経営の事業所、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除くすべての事業所及び企業。</p>

農林業センサス【農林水産省】 （統計法第2条第4項第3号の規定により総務大臣が指定する基幹統計）	
調査期日と沿革	<p>5年ごとに、2月1日現在で農業経営状況等について全国的規模で調査する「農林業構造統計」である。</p> <p>この調査が、センサス方式で行われたのは、昭和16年の農林水産統計調査が最初で、戦後昭和22年の「臨時農業センサス」につぐ本格的な調査は、昭和25年2月1日に行われた「1950年世界農業センサス」である。</p> <p>昭和25年調査から10年目に実施されたのが「世界農林業センサス」、5年目に実施されたのが「中間農業センサス」である。</p> <p>その後、昭和45年、55年、平成2年、12年、22年、令和2の調査は10年目に当たる「世界農林業センサス」、昭和50年、60年、平成7年、17年、27年の調査は5年目に当たる「中間農業センサス」として実施された。</p>
調査の対象	<p>農林業センサスは、農林業経営を把握するために個人、組織、法人などを対象にして実施する調査と、農山村の現状を把握するために全国の市町村や農業集落を対象に実施する調査に大別される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林業経営体調査 <p>農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上の「農林業生産活動を行う者（組織の場合は代表者）」を対象に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山村地域調査 <p>全国の市区町村や農業集落（全域が市街化区域の農業集落を除く）を対象に行う。</p>

工業統計調査【経済産業省】 (統計法第2条第4項第3号の規定により総務大臣が指定する基幹統計)	
調査期日と 沿革	<p>この調査は、明治16年に職工10人以上を有している工場に対して行われたのが始まりで、明治42年には調査対象を職工5人以上使用する工場に広げ、調査方法を自計方式に改めた。大正9年になって5年ごとの調査を毎年の調査に改め、現在に及んでいる。</p> <p>毎年12月31日現在で全国規模で行われてきたが、平成29年調査(平成28年実績)から、調査日が6月1日に変更され、事業所数、従業者数については6月1日現在、現金給与総額、製造品出荷額等などの経理事項については、前年1月～12月の実績を調査している。</p> <p>なお、全産業を調査する「経済センサス-活動調査」の創設に伴い、経済センサス-活動調査の実施年については、工業統計調査は中止となるため、平成23年、平成27年の数値については、経済センサス-活動調査の製造業に関する集計表を参照する。</p>
調査の対象	<p>日本標準産業分類に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所(国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所を除く)。平成20年調査以前は、西暦末尾0、3、5及び8年については全数調査を実施していた。</p>